中央公園定期観光バス等駐車場における自動販売機による商品販売業務（発注要領）

１　設置場所

　　中央公園定期観光バス等駐車場　３台（別添位置図のとおり）

ただし、設置場所の変更により、機器の移動が必要になることがあり、その場合は受注者が発注者の指示に従い機器を移動することとする。

２　販売商品について

　　缶・ペットボトル等によるコーヒーやジュースなどの清涼飲料水等を販売することとし、できるだけ多種多様な構成とする。

３　販売商品の決定等

落札決定後、落札者は、当協会に「販売商品等に関する申請書」を提出し、当協会が承認した

商品を販売するものとする。

４　予定数量

　清涼飲料水等（缶、ペットボトル等）：２３，０００本とする。

５　入札方法

　⑴　販売手数料率を入札し、最も高い販売手数料率を入札した業者に決定することとする。

　⑵　管理の効率性を勘案し一業者による一括管理とする。

　⑶　入札する販売手数料率は、パーセント表示で小数第２位までとする。

６　商品の販売数及び販売額の報告

　　　受注者は、毎月１日から末日までの商品の販売数及び販売額を、翌月１０日までに甲に報告するものとする。ただし、３月分については、発注者の指示によるものとする。

７　販売手数料の納付

販売手数料は、毎月の販売額（自動販売機３台の販売額を合計したもの）に販売手数料率を乗じた額とし、販売手数料には消費税及び地方消費税を含むものとする（１円未満四捨五入）。

　　受注者は販売手数料を翌月末までに発注者に支払うものとする。

ただし、３月分については、発注者の指示によるものとする。